



安心宣言に取り組む事業者の皆様へ

# マスク着用の見直しのご案内

- 事業者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- 令和5年3月13日から「マスク着用」の考え方を見直すこととし、「彩の国新しい生活様式安心宣言」の取組から **マスクに係る項目を削除**することといたしました。

## 埼玉県からのお願い

- マスク着用の見直しに伴う「安心宣言」など掲示物の貼り替えについて、お手数ですが準備をお願いします。
- 引き続き、業種別ガイドラインの遵守、効果的な換気、手洗い等の手指衛生、距離の確保等の基本的な感染防止対策の取組をお願いします。
- マスク着用は、個人の判断に委ねることが基本となりますが、業種別ガイドラインを参考に、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

### ◆彩の国「新しい生活様式」安心宣言の変更点(令和5年3月13日以降)

現行	改定後
1 「三つの密」を徹底的に回避します ・ <b>社会的距離</b> の確保	1 「三つの密」を徹底的に回避します ・ <b>触れ合わない距離での間隔</b> の確保
2 感染防止の対策を行います ・ <b>適切なマスクの正しい着用と場面に 応じた適切な着脱</b>	2 感染防止の対策を行います } <b>不要</b>

## お問い合わせ

埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678

(平日:午前9時~午後9時、土日祝日:午前9時~午後6時)

